

造 林 と 環 境 保 全

宮 島 寛 *

大昔から、木材は人間の手近にあり、生活上もっとも使いやすい資源であった。それは、農作物と同様に、同じ土地から繰り返し収穫ができるということで、鉄や石油など鉱物資源が1回限りの収穫で、しかもその資源量が有限であるのと大いに異なる。

近年、鉄やコンクリート、プラスチックなどの材料によって、かっての木材の用途はかなり変わってきたようにみえる。しかし、木材需要の絶対量は決して落ち込んではいない。たとえば、わが国における昭和56年の木材の総需要量は9,200万立方メートルで、そのうち国産材は僅かに3,200万立方メートルであり、残り約65%に相当する6,000万立方メートルを輸入材に仰いでいる。文化のバロメーターともいわれる紙の原料が現在なお代替材料にみるべきものがないこと、わが国のように、温暖多湿の気候条件のもとでは、居住環境としての木造住宅の重要性は単なる国民性による嗜好の問題にとどまらず、人間の保健の面からも決して無視できないことである。

このようなことから考えても、他に頼るべき資源をもたないわが国において、木材は天与の資源として、その重要性はますます尊重されなければならない。

一方、森林が存在すること自体によって生ずる各種の効用に対する期待が、最近ますます高まりつつある。たとえば、水害、山くずれ、潮害などを防ぐいわゆる防災的機能、水源かん養林にみられる降水の貯留機能による洪水防止・水源確保の機能などは森林の重要な機能である。また、都市近郊における森林や樹林地の効用としては、気温や湿度条件の緩和、風向、風速の制御など気象条件に対する効果、空気の浄化、騒音の防止、火災の延焼防止、災害時の緊急避難場所や鳥類などの生息場所の提供、教育材料としての価値、環境悪化に対する指標としての利用などが考えられる。さらに、森林は美しい景観を与え、また、レクリエーションの場として活用され、人間の心に潤いと明日への活力を与えてくれるのである。

こうした森林の無形的効用について、科学的な実証もまだ不備ではあるが、近年これら公益的機能の評価法とその計量化に関する研究も進められており、その成果がみられるのもそう遠くはないものと思われる。

このような森林の木材供給という経済的機能と環境保全という公益的機能はいずれもきわめて重要なことである。ところが、木材生産は森林を伐採することによって生じ、環境保全機能は木材を伐採しないときに生ずるという単純な見方から、こ

*九州大学農学部教授 農学博士 当協会理事

の両者は互いに両立しないものと決めてかかる向きが多い。果たしてそうであろうか。

狭い国土に稠密な人口をもち、これといった有力な資源に乏しいわが国において、国土の約70パーセントに近い面積と温暖多湿で樹木の生育に適した気候条件に恵まれた森林はかけ替えのない貴重な資源であり、この資源は有形的にも無形的にも有効に利用されなければならない。そのためには、森林は単に維持保存されるだけではなく、木材資源、環境資源として強化される必要がある。環境保全的効用というのもも森林を放置しておくだけでは決してその機能を十分發揮できるものではない。森林資源の強化とは各種の効用を考慮し、その効用が十分發揮されるように森林の活力を高めるための人手を積極的に投入すると同時に、将来にわたって木材資源をいつでも利用できるような状態に準備しておくことが必要である。木材資源の永久的な反覆収穫が確実と見込まれたうえで、現在の森林からの許容分だけを現在の生活に活用するというのが、その根本的な思想であろう。これが森林の「保全」と呼ばれる考え方もある。

林業にしても、農業にても、自然の生産力に依存した生物生産業では、まず、自然のしくみと法則を知り、そのルールにしたがった行動をとるべきである。もし、そのルールに違反する行動、たとえば大規模な略奪というような行動をとったとしたら、生物はその生存の基盤を失う恐れがあり、その産業は鉱業のような1回限りの永続性のないものになってしまうであろう。生物資源の特徴である反覆収穫を願うならば、その取り扱いはおのずから自然のルールにかなったものでなければならない。

林業には古くから「保続」という思想がある。これは一口に云えば、遠い将来においても、最低、現在と同程度以上の収穫をあげ得ることであり、そのためには伐採量を生長量以下に抑えることである。保続ということは、本来、伐採量や経済的収入について考えられたことであったが、基本的には森林の保全という考え方と一致すべきものである。なぜなら、将来の収穫が現在量を維持できないような林業経営は略奪林業と呼ばれても仕方のないことであり、そうしたところでは、森林はその生存の基盤を失い、ついには環境保全的な機能をも低下するにちがいないからである。

さて、造林とは、森林資源の反覆収穫を可能にするための再生産の手段であって、森林の更新と同義語である。森林の造成には、自然の力で再生産が行われる天然更新と、林地に苗木を植栽してこれを育成していく人工造林とがある。いずれの方法をとるにせよ、自然のルールにかなった取り扱いをしなければその成林は困難である。

わが国には、過去に一切人手の入らない原生林はもはや存在しないとさえいわれている。しかし、各地にはまだ原生の面影をとどめる自然是存在する。「鎮守の森」などはその手近な例の一つである。こうした原生あるいは原生的な自然の「保存」もまた非常に重要である。あるがままの自然は、自然のルールを教えてくれる情報

源であり、具体的な造林の見本である。

森林の「保全」も「保存」とともに重要な意味をもつことはいうまでもない。森林の再生産すなわち造林は森林の保全を前提とし、保存された森林を手本として自然の法則にかなった取り扱いをすることによって、木材生産という経済的機能と、環境保全という公益的機能とを両立させることが可能となるのである。

青海島鯨墓

山口県長門市通部落にある向岸寺の西の一角に大漁祈願所の薬師正福寺があり、北には菩提寺清月庵があり、この院内に鯨の墓がある。通部落は純漁業部落で鯨とりとこれに因む民話と鯨墓の史蹟をはぐくみ、最近では沿岸の漁業をしながら今日に到っているのであるが、捕鯨が盛んであった頃、村人達は毎日のように部落の軒下まで遊弋する鯨や、家の近くで血に染る鯨をみては、この鯨たちに同情を寄せるやさしい人達であった。特に向岸寺第五世住職讚誉上人は寺内の程近くに観音堂を建立し鯨の靈に手向けした。また、時には母鯨が胎児をもっており、その時は一本ずつ菰に包んで埋葬し供物を供え、読経念佛したのが現存する鯨の墓である。

本寺には鯨の親子悉くに、人間に法名を贈ることになぞらえて、鯨誉大音、法誉迅鯨などの法名と共に、鯨の種類である「せみ」「あおさぎ」「ざとう」などが記入され、年月日、大きさまで含まれている過去帳が現存している。

(吉海潮)



鯨墓標



鯨墓由来記